# 中華民国台湾投資通信

発行:中華民国 経済部 投資業務処

編集:野村総合研究所 台北支店

April 2014

今月のトピックス台湾経済の状況と今年の展望

飛躍する台湾産業

台湾電動バス産業活性化への試みと日台連携の機会(下)

台湾トップ企業

~ 博客來數位科技股份有限公司経理、 呉青駿氏インタビュー ~ 事業多角化を目指す台湾最大の書籍販売事業者、 博客來 台湾進出ガイド 大量解雇法について 台湾マクロ経済指標 インフォメーション

vol. 224

## 【今月のトピックス】



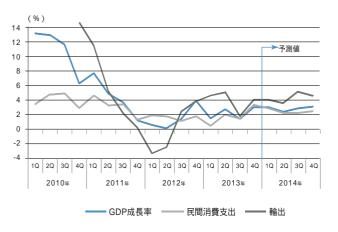
## 台湾経済の状況と今年の展望

2013年の台湾の実質 GDP( Gross Domestic Product; 国内総生産)成長率は 2.11%と、当初見込みを上回ったものの、2012年に引き続き低成長に止まった。今月は、台湾経済の現状について考察すると共に、今年の展望について述べる。

2014年2月18日に行政院主計総処が発表した2013年の台湾の実質GDP成長率は2.11%と、当初見通しの1.74%を上回って2%台を確保したものの、2012年に引き続き低い成長に止まった。2014年の見通しは2.82%と、2013年から更に回復する見通しであり、中華経済研究院が3.05%と上方修正する(4月15日)等、楽観的な見通しも出てきているものの、2008年のリーマンショック前のような4~6%成長には程遠い状況であることには変わりない。

台湾経済の回復が遅れているのは、GDPの7割以上を占める輸出の伸び悩みが主な要因となっている。台湾のGDP

#### 図:四半期別GDP等の対前年同期比推移



出所)行政院主計処(2014年2月18日発表値)

の主要構成要素は輸出と民間消費支出となっており、このうち民間消費支出のGDPに占める比率は、最近10年間は6割前後で推移しているのに対して、輸出は2004年の61%から2013年は73%と12%も上昇しており、台湾経済に与える影響は年々大きくなっている。

しかしながら、台湾の四半期毎の輸出の対前年同期比 成長率の推移をみると、リーマンショック後にV字回復を果 たした2010年以降は急落し、2012年第1四半期にマイナ ス3.4%まで落ち込んだ後も、回復の足取りが重い状況が 続いている。2013年第4四半期に入って輸出はやや回復し ており、海外からの受注も3月に入って回復してきている(経 済部4月21日発表 )ものの、2014年も急激な回復は見込ま れていない。台湾の輸出の伸びは、欧米や中国の経済状況 に大きく左右されるため、台湾だけの自助努力で回復させ るには限界がある。このため、台湾政府は自由経済モデル 区を始めとする規制緩和を行い、海外から台湾への投資や 人の流れを拡大させ、台湾内需の活性化を図ることで、輸 出依存型の経済構造からの転換を図ろうとしている。しか し、立法化のタイミングが不透明なことと、効果が現れるま でのタイムラグを考えると、今年も大幅な景気回復を見込む のは難しいであろう。

(田崎嘉邦:y-tazaki@nri.co.jp)



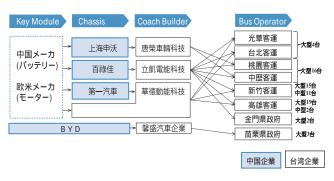
# 台湾電動バス産業活性化への試みと 日台連携の機会(下)

先月号では、台湾における電動バス運用状況を含めた市場概要及び台湾政府の試みについて紹介した。本稿では、引き続き台湾電動バス産業について、特に台湾内における電動バス関連のサプライチェーンの状況と今後の台湾電動バス産業の発展に向けた日台連携のモデル及び日本企業の参入機会について紹介する。

#### 台湾内の部品サプライヤーの状況

前稿で紹介した通り、台湾では立凱電能、華徳動能などに代表される地場系コーチビルダー(バスの組立を行う企業)が育つ中、電動バスを製造する上で依然として台湾国内で調達が難しい部品・モジュールや台湾企業が提供できない機能が数多くある。具体的には、電動バスの生産コストの大部分を占めるリチウムイオンバッテリーは、現時点において主に中国からの輸入に依存している。また、電動バスのエンジンに当たる大型車両用モーターは一部の台湾企業(富田電機、東元電機など)が製造しているが、実際に電動バスに搭載されているケースは少なく、大部分を欧米企業に依存、車両構造の基礎に当たるシャシも華徳動能が一部自社開発するものの、大部分を同じく海外からの輸入に依存している。また部品・モジュールの技術だけでなく、部品の全体の整合を取り、細かい調整などを行うエンジニアリングサポートを提供できる台湾企業は極めて少ないと言わざるを得ない。

図1:台湾電動バスメーカのサプライチェーンと台湾内納入状況



出所)車輛中心資料、ヒアリングの内容を基にNRI作成

#### 日本企業の参入機会

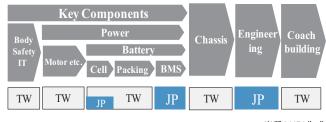
上述の通り、台湾では今後一定の電動バスの需要がある一方で、台湾の生産リソースは依然として限定的である。また、台湾市場だけを検討した場合、政府の路線バス6,200台の電動

バス化という市場規模が限定されてしまい、一見日本企業にとって魅力的に映らないかもしれない。しかし、華徳動能がフィリピン大手のVictory Lineに電動バスを納入出来たように、台湾で生産し海外輸出につながる可能性も十分考えられる。

もちろん電動バスの輸出を検討する際には、国内以上に他国の電動バス事業者と競争における差異化要素を強く意識する必要がある。最近では中国製で価格競争力が高い電動バスを積極的に海外展開しているBYDなども登場してきており、単純な低コストだけでは勝負にならない市場になりつつある。

その際に、日本のエンジニアリング技術やバッテリー技術を導入することで、品質やランニングコストも踏まえたライフサイクルコストで差異化を図ることはできるはずである。 例えば、キーコンポーネントの一つであるバッテリーの部分についても、パッケージングを行う台湾企業は多数存在するため、そのような企業をうまく活用しながらコストを下げるなど、連携の余地はあるはずである。

図2:電動バス産業における日台連携のイメージ



出所 )NRI作成

日本の高いエンジニアリング技術と台湾の品質を一定に保った上でのコストダウン技術が合わさることで、コスト競争力のある品質の高い電動バスを生み出し、共同で海外へと事業展開することは可能ではないだろうか。

(平山直人:n-hirayama@nri.co.jp)

# 事業多角化を目指す 台湾最大の書籍販売事業者、博客來

1996年に書籍のネット販売を開始し、その後統一集団の出資を受け、セブンイレブンの販売チャネルや物流システムを活用して台湾最大の書籍販路を持つまでに成長した博客來。2013年の書籍販売部数は、290万部に達する。現在書籍の他、消費者の幅広いニーズに応えるため製品ラインアップを増やし、Eコマースの総合プラットフォームへと事業転換を図っている。今回は、同社の呉青駿経理を訪ね、経営方針及び今後の事業プランについてお話を伺った。



#### 台湾で最も整備された書籍販売プラットフォーム

当社はEC市場及び台湾市場のポテンシャルを見込み、 1996年8月米国のamazonに1年遅れて書籍のオンライン 販売を正式に開始しました。現在では台湾初のオンライン 書店として、新しい書籍購入チャネルを提供しています。

台湾は出版社設立の敷居が低く、出版社が数多く存在する中、当社は台湾初のオンライン書店だったため、設立当初は各出版社とのネットワーク作りに非常に苦労しましたが、現在では当社と連携する出版社は3,000社に上り、台湾で最も充実したオンライン書籍販売のプラットフォームとなっています。

#### コンビニ受取の新サービスで業界トップに

2000年に統一超商(以下、セブンイレブン)がコンビニエンスストアでの商品受取サービスを始めました。当社はこのサービスに目を付け自ら「博客來で書籍を注文し、セブンイレブンで支払・受取」サービスをセブンイレブンに提案しました。消費者のオンライン決済に対する不安を払拭することができ、また指定のコンビニ店舗で何時でも受け取れる便利なサービスにより、当社の知名度は高まりました。

2008年には更に、「24時間注文翌日受取、全年無休」というサービスを開始しました。現在では、当社ユーザーの80%が当サービスを利用しており、当社事業の重要な柱となっていると同時に、競業他社との差異化の重要な要素となっています。

ネットバブルが崩壊した2000年には資金面の問題に直面

しましたが、統一集団からの出資を受け、物流システムは統一集団傘下の大智通文化、宅配サービスは黑貓宅急便が 担当することとなり、統一集団のリソースを活用しながら、安 定した市場シェアを維持しています。

#### 定期的な販促戦略と豊富な品揃えでリピート率アップ

当社の数ある特色の中の一つに、定期的に実施している 割引販売があります。在庫書籍は50万冊にも達し、業界トップのストック量ですが、陳列コストが不要な分、基本割引として25%オフ、販促イベント時には34%オフ或いは特別割引で半額、クーポン割引等、毎月様々な割引を提供する戦略を取っています。当社のデータでは、毎月実施している割引の種類は平均80種以上にも上ります。

現在、当社と提携している出版社は3,000社に及びます。 各出版社のリソースを活用しながら、最高の書籍販売サービスを消費者に提供しており、リアル店舗では通常見落とされがちな消費者層のニーズにも応えるべく、簡体字書籍や洋書等の商品も次々と拡充しています。2000年からは書籍の他、メディア関連商品、コスメ、雑貨、チケット等の取り扱いも開始しており、総合ショッピングサイトにシフトすることで、幅広い消費者のニーズを満たし、リピート率を更に高めていきたいと考えています。

#### 台湾の書籍内需市場は依然として成長の余地あり

2013年の当社の販売書籍数は290万冊で、書籍販売市

## 台湾トップ企業

場の約50%を占めていると推測されます。台湾市場は今後 も成長の余地があると見ていますが、他国市場と同様、台湾 の書籍市場も縮小の苦境に直面しています。当社はこうした 点も考慮しながら、ブランドイメージの構築や、会員制度、 様々なマーケティング戦略により今後も継続的に台湾市場 シェアを獲得していく予定です。

当社のサービスを利用する消費者の多くは愛読家でありながら、より豊かな感性やライフスタイルを探究しています。このため、ブランド構築にあたっては、発注後何時間以内に商品が届くかという点のみにフォーカスするのではなく、様々なテーマに基づいたマーケティング手法を通してブランドイメージを構築し、あらゆる消費者層に合った戦略を取っていきたいと考えています。

当社のサイトで購入する場合はまず会員登録が必要となります。会員制度にすることで消費者の好みが把握できます。 今のところ、完璧な消費者分析システムは構築できていませんが、将来的に消費習慣分析等のデータマイニングによって顧客ニーズをより深く理解し、充実したサービスの提供につなげていきたいと考えています。

また今年は特にO2O(Online to O ine)戦略を強化したいと考えています。具体的には、セブンイレブンの店舗に博客來ベストセラーコーナーを設置し、台湾全土に5,000店以上もある店舗チャネルのメリットを活かし、商品の露出度を高め、商品イメージ強化を図りたいと考えています。

#### 台湾の電子書籍市場について

電子書籍市場はこれまで長期に渡り注目してきた市場です。当社は、書籍の台湾最大の販売チャネルとして、市場からも最も参入可能性のある企業として認識されています。

台湾ではこれまでモバイル端末やプラットフォームがあまり 普及してこなかったため、既に電子書籍市場に参入した企業の事業状況は芳しくありませんでした。ただ、近年はスマートフォンやタブレットPCが普及し、電子書籍市場にも転機が訪れ、出版社や通信事業者が次々と参入し始めています。 現在台湾では、米国や日本のような共同プラットフォームがなく、更に電子書籍の版権問題もあるため、自社の力だけではこうした障壁を打破して市場に参入することは困難であると認識しています。今後、当社の企業理念に合った提携対象を探し、共同で電子書籍市場を開拓していきたいと考えています。

#### 今後の事業計画及び日系企業との連携について

海外事業については、出版物は多くの現地の法規制も受けるため、海外市場参入にあたり地場商品を主力品とする必要があると考えています。 現時点では、海外市場は依然既存商品をそのまま海外に持ち込んで販売していますが、将来的には電子書籍、Eコマース及びO2O等を含め台湾市場を主軸にしながらも、関連事業にも参入していきたいと考えています。

統一集団はこれまで長期にわたる日本企業との連携キャリアがあることから、当社と日本企業との連携にも非常に積極的です。台湾においては、顧客分析を通したデータマイニングによるマーケティング経験が不足している一方、日本側はこうした分野で豊富な経験且つ高い技術を有しており、連携によって今後の事業展開がより一層広がると考えています。

#### ありがとうございました。

博客來數位科技(股)有限公司の基本データ

会社名	博客來數位科技股份有限公司							
董事長	林丕容							
設立	1995年							
資本金	2億元							
社員数	260名							
事業内容	書籍を中心とした ECプラットフォームの運営							

注)2014年4月時点のデータによる 出所)公開資料及びヒアリングよりNRI整理



# 大量解雇法について

大量解雇法は、労働者の働く権利の保障と雇用主の経営権との調和を図るため、事業主が大量に労働者を解雇することを避け、社会の安定を維持するために2003年2月7日に公布された。本稿では、大量解雇法の概要について紹介する。

- 1 大量解雇法の概要
- (1)基本法令:大量解雇労工保護法
- (2) 取扱機関: 行政院労工委員会...台北市大同區延平北路2段83號9樓 TEL 02-8995-6866 http://www.cla.gov.tw/
- 2 大量解雇法の解説(参照する法令規定)
- (1)大量解雇労工保護法(2008年5月23日修正公布)以下、「解保」と称する)
- (2)大量解雇の定義(解保2)

事業者が労働基準法第11条に定める項目(第1節労働基準法2.労働契約(1)を参照)の一つに該当、或いは合併買収、組織改革を行うため従業員を解雇し、且つ以下の状況の一つに該当する場合。

従業員数 (同一事業者の同一場所で雇用をしている)	解雇数							
30人未満	60日間で10人を超える場合							
30人~200人未満	60日間で従業員の1/3を超える場合、或いは1日で20人を超える場合							
200人~500人未満	60日間で従業員の1/4を超える場合、或いは1日で50人を超える場合							
500人以上	60日間で従業員の1/5を超える場合							

上記の雇用及び解雇をする従業員の人数の計算には、就業服務法第46条に規定の定期契約労働者は含まない。

#### (3)大量解雇の届出(解保4)

事業主が大量解雇を行う場合、上記の定義に合致する日より起算して60日前までに解雇計画書を主管機関及び関連部署或いは関係者へ届出を行うと同時に公告掲示しなければならない。但し、天災事変或いは突発事故である場合、60日の制限は受けない。上記の関連部署或いは関連者へ通知を行う順番は以下の通り。

事業者の内部及び大量解雇を行う部門の従業員が所属する労働組合 事業者の労使会議の労働者代表 事業者の内部及び大量解雇を行う部門の従業員

#### (4) 大量解雇届出後の手続(解保5)

事業者が解雇計画書の届出を行った日より10日以内に労使双方は話し合いを行うこと。もし労使双方が話し合いを拒否或いは協議することが出来なかった時は、主管機関より10日以内に労使双方による協議委員会を招集させ、解雇計画書の内容について協議を行う。

#### (5) 出国制限(解保12)

事業者が大量解雇を行う時に、労工退職金の積立金、解雇手当或いは給与の支払延滞があり、以下の状況の一つに該当する場合は、主管機関より期限を設けてその支払を命じる。期限内に支払をしない場合、入出国管理機関に連絡をしその代表者及び実際の責任者の出国を禁じることができる。

従業員数	解雇者に関する支払延滞総金額						
10人以上30人未満	300万元以上						
30人以上100人未満	500万元以上						
100人以上200人未満	1,000万元以上						
200人以上	2,000万元以上						

#### (6) 罰則規定(解保17)

事業者が第4条第1項の規定に反し、期限前までに解雇計画書を主管機関及び関連部署或いは関係者へ届出、公告掲示を行わない場合、100,000元以上500,000元以下の過料を処す。

勤業衆信聯合会計師事務所 日系企業サービスグループ 電話: +886-2-2545-9988 横井雅史(Ext.6914) 宮川明子(Ext.6949) 高尾圭輔(Ext.3904) 田村和也(Ext.3905) 加藤宗一郎(Ext.3607) http://www.deloitte.com.tw/jsg/

## 台湾マクロ経済指標

		国内総治	生産額	製造業		外国人投資 貿易動向 (千米ドル) (億米ドル)						物価年増率(%)		為替レート		
年月	別	実質GDP (100万元)	経済 成長率(%)	生産年増率 (%)	総金額	日本	輸出	年増率(%)	輸入	年増率(%)	貿易収支	年増率(%)	卸売物価	消費者 物価	NTD/USD	JPY/USD
2007年		12,975,985	5.98	8.34	15,361,173	999,633	2,466.8	10.1	2,192.5	8.2	274.3	28.6	6.47	1.80	32.84	117.75
2008年		13,070,681	0.73	-1.56	8,237,114	439,667	2,556.3	3.6	2,404.5	9.7	151.8	-44.6	5.15	3.53	31.52	103.36
2009年		12,834,049	-1.81	-7.97	4,797,891	238,961	2,036.7	-20.3	1,743.7	-27.5	293.0	93.0	-8.74	-0.87	33.05	93.57
2010年		14,215,069	10.76	28.60	3,811,565	400,494	2,746.0	34.8	2,512.4	44.1	233.6	-20.3	5.46	0.96	31.64	87.78
2011年		14,792,928	4.07	5.12	4,955,435	444,867	3,082.6	12.3	2,814.4	12.0	268.2	14.8	4.32	1.42	29.46	79.81
2012年		15,029,859	1.48	-0.32	5,558,81	414,330	3,011.8	-2.3	2,704.7	-3.9	307.1	14.5	-1.16	1.93	29.61	79.79
2013年	2月			-11.91	544,253	23,375	197.3	-15.8	188.1	-8.5	9.2	-67.9	-2.28	2.96	29.67	93.17
	3月			-3.21	405,883	41,680	272.1	3.2	240.3	0.2	31.9	33.4	-3.08	1.36	29.80	94.79
	4月	٦	7	-1.12	297,970	35,440	250.4	-1.9	227.8	-8.2	22.7	215.3	-3.08	1.05	29.88	97.70
	5月	3,753,251	2.69	-1.27	274,251	27,200	263.0	0.7	218.9	-8.0	44.0	89.4	-3.54	0.74	29.89	101.08
	6月			-0.71	433,388	25,840	264.9	8.7	232.3	6.8	32.6	24.6	-2.10	0.60	30.09	97.33
	7月	٦	٦	1.97	523,747	46,125	253.0	1.6	220.8	-7.7	32.2	228.4	-2.21	0.06	30.04	99.75
	8月	3,891,779	1.31	-0.85	365,707	38,988	256.3	3.6	210.5	-1.2	45.8	33.5	-2.82	-0.78	30.03	97.87
	9月			-0.56	439,593	30,752	252.4	-7.0	229.0	-0.7	23.4	-42.7	-2.57	0.84	29.78	99.28
	10月	٦	٦	0.47	342,429	12,749	267.1	0.7	226.0	-2.9	41.1	26.5	-1.85	0.64	29.49	97.82
	11月	4,065,702	2.95	0.39	305,056	31,782	257.3	3.4	213.8	-0.5	43.5	28.1	-0.94	0.68	29.59	99.79
	12月			5.60	690,486	79,362	263.8	1.2	241.6	10.0	22.2	-46.0	-0.01	0.34	29.81	103.41
	1月			-1.89	325,242	38,611	243.1	-5.3	213.4	-15.2	29.7	477.8	0.54	0.83	30.26	103.94

出所:中華民国経済部統計処

### インフォメーション・コーナー

# 2014年 台北国際木工機械及び木工材料見本市 (Interwood Taipei 2014)

概要

台北国際木工機械及び木工材料見本市は、3年に一度開催されるアジア屈指の木工機械見本市である。2011年に開催さ れた前回は、世界60ヶ国から5000名を超えるバイヤーが訪れた。同時開催として、「2014台湾家具製造技術見本市 (Furniture Production Taiwan)」、「2014台北国際CNC工作機械及び製造技術見本市(MTduo)」も予定されている。 詳細は下記サイトまで:

http://www.interwoodtaipei.com.tw/zh\_TW/index.html

2014年5月8日(木)~5月11日(日)

出品物及び

木工一次・二次加工設備 林業・伐採設備 表面処理設備 組立・包装設備 自動輸送設備・ロボット 木工工具・アクセサリー 特殊工程設備 特殊木工製品・加工製造設備 ハンドツール 廃材処理・再生設備 木材・家具材料 プラスチック家具の製造設備 等

展示会場

台北世界貿易センター南港展示ホール(台北市南港区経貿二路1号)

主催:中華民国対外貿易発展協会(TAITRA) 台湾機械工業同業公会

お問合せ及び

台湾貿易センター(TAITRA)東京事務所

TEL: 03-3514-4700 FAX: 03-3514-4707 E-mail: tokyo@taitra.gr.jp

中華民国対外貿易発展協会

TEL: 886-2-2725-5200 (林庭光、内線2616) Email: interwood@taitra.org.tw

ジャパンデスク連絡窓口

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。 (日本語でどうぞ) 野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

経済部 投資業務処

TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497 台北市館前路71号8F

担当: 陳恵欽 ext.218

野村総合研究所

TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621

台北市敦化北路 168 号 10F-F室 台北支店

担当:田崎嘉邦 ext.130 / 平山直人 ext.135 / 洪采瀅 ext.121

野村総合研究所 経営コンサルティング部 TEL: 03-5533-2709(直通)/FAX: 03-5533-2537

担当:杉本洋 丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル

〒100-0005 東京都千代田区

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ●ホームページ http://www.japandesk.com.tw

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用 E メール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。